

答 申

1 審査会の結論

諮問第124号案件「請求人に関する玉川総合支所健康づくり課の相談記録」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和3年11月30日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同年12月1日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「請求人に関する玉川総合支所健康づくり課の相談記録」の個人情報等開示請求(令和3年度受付第47号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和3年8月25日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)の一部の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書並びに口頭により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 「29. 8. 7」では、請求人は、地域担当保健師の助言が〇〇に与える影響が大きいことから、〇〇への連絡を無理のない範囲でお願いしている。また、「29. 10. 13」では、請求人は、地域担当保健師の対応に苦情を述べている。本件処分では、以上2点の記録の前後の記録が広範にわたり非開示とされており、非開示の影響が大きすぎ不当である。
- ② 実施機関の行為により請求人の〇〇に重大な影響があったと強く考えられる。
- ③ 実施機関が非開示とした上記①の記録を開示することにより、〇〇可能性が高い。
- ④ 実施機関は、条例第21条第7号に該当することを理由に本件処分を行っているが、非開示理由が曖昧であり、納得することはできない。
- ⑤ 地域担当保健師を責めるというよりも、非開示部分をみて、一体何があったのかを知りたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件非開示部分につき、条例第21条第7号(行政運営情報)に該当するとして本件処分を行った。なお、実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含

まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

同条第7号は、非開示情報を「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

- (2) これを本件処分についてみると、請求人が開示を求めている二か所の非開示部分には、いずれも実施機関内部又は外部機関との連絡調整や対応方策等に関する事柄が記載されている。当該相談及び支援に係る事務において、区民の地域での生活を支援するため、実施機関の地区担当員は、区民との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、実施機関内部又は外部機関との間でも、率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要がある。また、区の相談事業は、関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関との信頼関係が特に重要であるといえる。

非開示とした情報を開示するとなると、当該相談や支援に係る事務における実施機関と区民との信頼関係の構築が困難になり、外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき支障を及ぼすおそれがある。

- (3) 請求人は、非開示部分について、「行政の行為により〇〇に重大な影響があったと強く考えられる理由があ」り、そのような事実の有無にかかわらず、〇〇である可能性があるため、開示すべきであると主張する。

しかし、非開示部分に係る情報は、実施機関内部又は外部機関とのやりとりを記録したものであり、それ以外の者とのやりとりを記録したものではない。よって、請求人の主張は当たらない。

- (4) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件審査請求対象部分について

本件請求の個人情報等開示請求書（令和3年8月10日付）によると、本件請求対象文書は、「請求人に関する玉川総合支所健康づくり課の相談記録（こころの健康相談を含む。）。平成29年6月から令和元年9月まで」である。また、実施機関が本件処分を行った個人情報等一部開示決定通知書（令和3年8月25日付）によると、本件請求対象文書は、「請求人に関する精神保健福祉相談票（平成29年7月19日受付）一式及び添付文書」である。よって、審査請求対象文書は、一点と認められる。

次に、実施機関は、本件処分の非開示理由として、条例第21条第7号（行政

運営情報)及び条例第21条第3号(開示請求者以外の個人情報)を挙げている。一方で、請求人は、審査請求書及び口頭による説明において、本件処分で非開示とした部分すべての開示を求めている。具体的にいうと、請求人は、本件審査請求対象文書のうち、①「平成29年7月27日より後から平成29年10月13日より前までの間の記録の一部」及び②「平成29年10月13日より後の記録の一部」の二点の部分についてのみ開示を求めている。

よって、上記のとおり、本件処分に係る本件審査請求対象文書は一点であると認められるが、このうち、本件審査請求対象部分は、上記二点に限定される。

(2) 条例第21条第7号該当性について

実施機関が本件審査請求対象部分の二点のいずれも条例第21条第7号を理由に非開示としていることから、審査会は、条例第21条第7号の該当性について審査を行った。

まず、条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、条例は開示請求時の保有個人情報等の原則開示を基礎としている。一方、同条第7号は、例外的に非開示となる情報として、「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

審査会がインカメラ審理により本件審査請求対象文書の本件審査請求対象部分を見分したところ、たしかに、実施機関が主張しているとおおり、実施機関内部又は外部機関との連絡調整等に関する内容が記載されていることを確認した。

次に、審査会は、当該非開示部分の非開示判断の是非について審査を進めた。請求人の主張によると、非開示の影響が大きすぎ不当である等の理由で、開示を求めている。しかしながら、実施機関が主張するとおり、相談者と実施機関との間の信頼関係の構築は重要であると考えられる一方で、実施機関は、日々、様々な相談者の相談状況に合わせながら実施機関内部又は外部機関と連絡調整を行い、相談業務を進捗させている。このことを勘案すると、仮に当該非開示部分を開示した場合、実施機関内部又は外部機関との間で構築した信頼関係に基づいた連携や協力体制において率直なやり取りが阻害されるなどの悪影響が生じ、当該事務を適正に進捗させることについて支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、実施機関が条例第21条第7号を適用し、本件処分を行ったことは妥当である。

(3) 理由付記について

次に、審査会は、実施機関が条例第21条第7号を適用して本件処分を行った理由付記について審査をした。理由付記を定める条例第26条第1項前段は、「実施機関は、…保有個人情報等の全部又は一部を開示しないときは、…書面によりその理由を

示さなければならない。」と規定し、理由付記の書面主義を規定している。また、同項後段は、「…当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定し、理由付記の一定程度の具体性を求めている。

そして、実施機関は、前述の3（2）のとおり、「非開示とした情報を開示するとすると、…外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、…当該事務を適正に行うことにつき支障を及ぼすおそれがある。」と主張している。他方、請求人は、実施機関が行った本件処分の非開示理由が曖昧であり納得することはできないと主張している。このことから、本件審査請求は、本件処分の理由付記の程度が問題となる。

本件では、実施機関は、本件処分時に「実施機関内部又は外部機関との連絡調整や対応方策等に関する事柄が記載されており、…区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを理由付記として記載しているものの、実施機関による弁明書においては、「当該相談及び支援に係る事務において、区民の地域での生活を支援するため、実施機関の地区担当員は、区民との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、実施機関内部又は外部機関との間でも、率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要がある。また、区の相談事業は、関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関との信頼関係が特に重要であるといえる。」と記載しており、本件処分時の理由付記と比較して、弁明書の理由付記の方がより詳細な言及にわたっている（前述の3（2）参照）。

この点について、実施機関の本件処分時の理由付記は、条例の条文の規定とそれに付随する情報の記載にとどまっている。これは、違法・不当とまではいえないものの、審査会としては、条例に基づき本件処分を行うにあたり、一般人が通常了知し得る程度に理由を記載すべきであることから、弁明書ほどの詳細に理由付記することまでは求めないが、可能な限り、更に具体的理由を付記することが望ましいと考える。

以上のことから、本件審査請求対象部分には、条例第21条第7号に該当する情報が含まれているため、その部分を非開示とし、本件処分の一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年3月1日	(諮問第124号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和4年3月22日	(令和3年度第9回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和4年4月25日	(令和4年度第1回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年5月23日	(令和4年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年7月4日	(令和4年度第3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年8月2日	(令和4年度第4回審査会) ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年12月6日	(令和4年第8回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年12月6日	(答申第124号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。